

たつくす ペいじ

税特集号

快適都市一草加一

平成28年 2月

税特集号に関する問い合わせ先
草加市 総務部 市民税課・資産税課・納税課
埼玉県草加市高砂一丁目1番1号 ☎048-922-0151(代表)

1 固定資産税・都市計画税について

固定資産税・都市計画税とは

固定資産税とは、毎年1月1日（賦課期日）現在の**土地・家屋・償却資産**の所有者が、それらの固定資産の価格をもとに算定された税額を市に納める税金です。

都市計画税とは、都市計画事業（道路・公園・下水道等の整備）又は土地区画整理事業に要する費用にあてることを目的として課税されるもので、**市街化区域内**にある土地・家屋の所有者が市に納める税金です。

償却資産とは

会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いる構築物、機械、備品等が償却資産の対象となります。なお、償却資産の取得価額から算出される課税標準額が150万円未満の場合は課税されません。また、償却資産の所有者は、毎年1月1日現在の状況を申告していただくことになります。

課税明細書の見方

住宅用地の特例が適用される場合には、このように表示されます。

新築住宅に対する軽減措置が適用される場合には、このように表示されます。

課税明細書 No.1

※ 確定申告の際に必要な経費として計上する方は、この明細書をご利用ください。

区分	所在地		仮分割番号又は家屋番号	固定資産税課税標準額(円)	固定資産税相当額(円)	共用持分(分子)
	課税地目又は家屋の種類	課税地積・床面積(㎡)		構造	都市計画税課税標準額(円)	都市計画税相当額(円)
分	経年表示	前年度固定資産税課税標準額(円)	前年度都市計画税課税標準額(円)	評価額(円)	固定資産税軽減税額(円)	都市計画税軽減税額(円)
	備考					
土地	〇〇町123-4			3,000,000	42,000	
	宅地	200.00		6,000,000	15,000	
家屋	住宅用地の特例			18,000,000		
	〇〇町123-4	123-4		8,000,000	56,000	
家屋	居室	100.00	木造	8,000,000	20,000	
	軽減適用中（平成29年まで）			8,000,000	56,000	
家屋	〇〇町123-5	123-5		3,000,000	42,000	
	居室	50.00	木造	3,000,000	7,500	
家屋	軽減期間は前年度にて終了			3,000,000		

評価額

税額の算出方法

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} = \text{税額}$$

※1 税額計算のもとになる価格です。 ※2 固定資産税1.4% 都市計画税 0.25%

固定資産税・都市計画税に関するQ&A

■土地の税額が高くなったのですが

Q 平成27年10月に住宅を取り壊し、駐車場にしたのですが、平成28年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 固定資産税は、1月1日現在の土地の利用状況により課税が決まります。土地の上に一定要件を満たす住宅があれば、「住宅用地に対する課税標準の特例」として、土地の面積に応じて定められている特例率で、税額が減額されます。しかし、住宅が取り壊され、平成28年1月1日現在住宅がない場合特例が受けられないため、税額が高くなったものです。

■年の途中で売買した場合の納税義務者は

Q 平成27年12月に土地と家屋の売買契約を締結し、2月に所有権移転登記をしました。5月に納税通知書が送られてきましたがなぜですか？

A 固定資産税は、地方税法の規定により、1月1日現在の登記簿に記載されている所有者にその年度分の納税義務があります。1月2日以降に売買等が行われたり、家屋が取り壊されたりした場合でも、1月1日現在の所有者の方が、平成28年度分の納税義務者となります。

■家屋の税額が高くなったのですが

Q 平成24年に木造の住宅を新築しましたが、平成28年度分の税額が高くなったのはなぜですか？

A 新築の住宅については、要件に該当する場合、一定の期間、固定資産税額が2分の1に減額されます。この期間が終了したため、減額前の税額となったものです。

■未登記の家屋を取り壊した場合は

Q 未登記の家屋を平成27年10月に取り壊しました。その場合はどのような手続きが必要になりますか？

A 未登記の家屋を取り壊した場合は、まず資産税課家屋係までご連絡をお願いいたします。課税取り消しのための減失届を送付させていただきます。

固定資産税・都市計画税の納税通知書は、毎年5月の連休明けに発送する予定です。

「納税通知書」には所在地、評価額、課税標準額、税率、税額、納期、納付場所などが記載されています。

2 私たちの暮らしと税の役割

問い合わせ先 市民税課個人課税係 ☎048-922-1042

…もし、税金がなかったら。

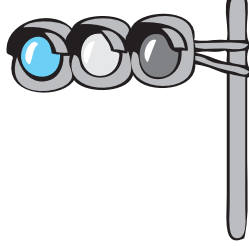
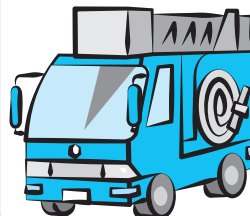
税金は国や市町村において、道路や学校の整備、社会福祉など個人ではできない仕事の費用としてみなさんから集められています。
もし、税金がなかったら、道路の補修ができないままであったり・学校を作ることができなかったり・街がゴミであふれてしまったり…など安心して暮らすことができません。税金は、安心して暮らせる社会のため・支えあうための「会費」のようなものです。



税金はどんなところに使われているの？

- 幅広い用途で使われており、私たちの身近なものに使われています。
- 平等な教育を受けられるための費用
 - ・学校の建設費、机や椅子、教科書、実験道具など
 - 安全を守るための費用
 - ・警察、消防など
 - 健康を守るための費用
 - ・医療を受ける時の費用の援助、お年寄りや体の不自由な人の暮らしを支える費用など
 - 便利な交通のための費用
 - ・道路や橋の建設や管理、補修の費用など
 - 生活を守るための費用
 - ・ゴミ収集、自然環境の保護など

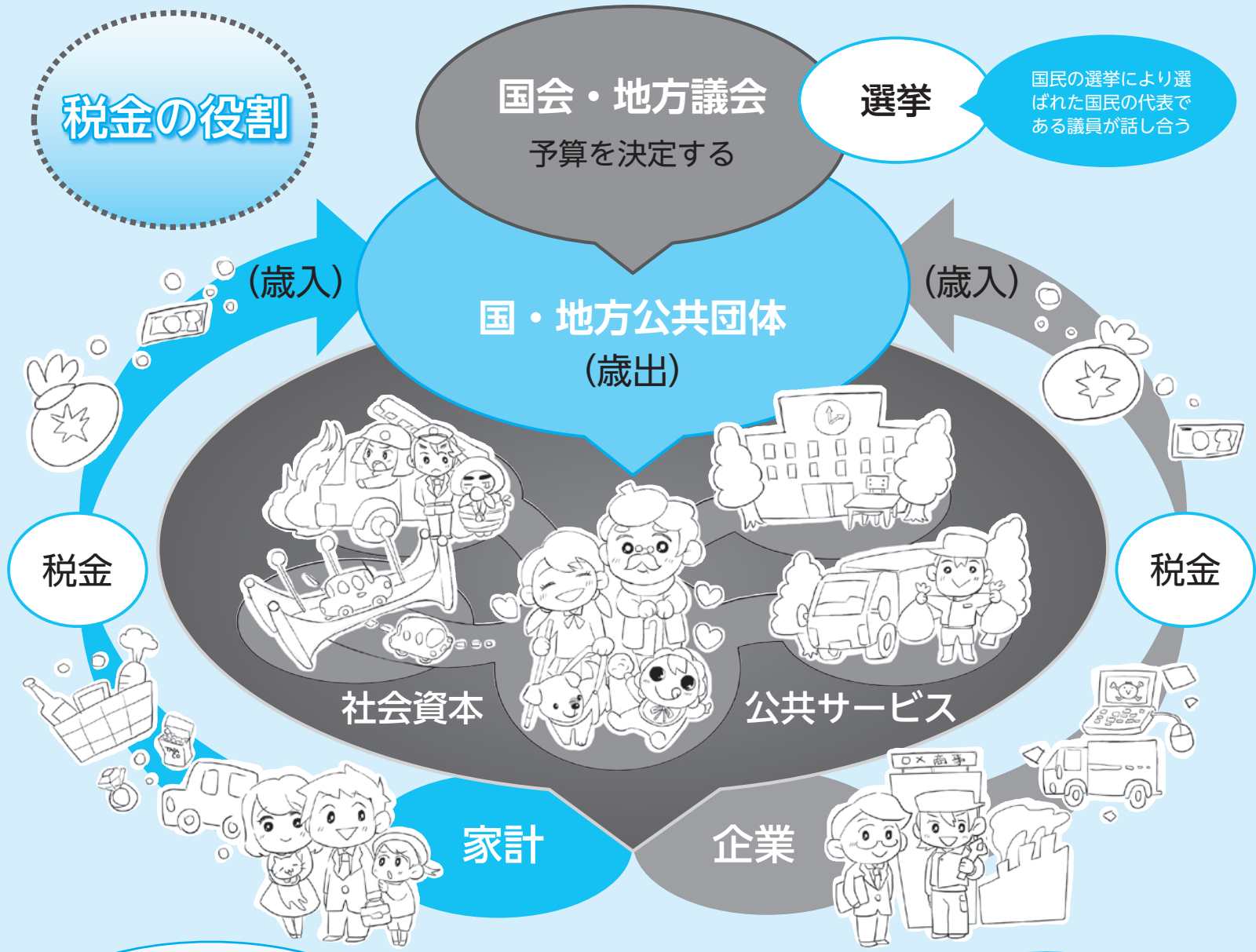
☆☆税金が使われている身近なものの金額☆☆

公立の小学生の教育費【年】	信号機	消防車(ポンプ車)
		
約 8 4 万円(約 7 万円 / 月)	約 1 2 0 万円	約 2 3 0 0 万円

税金の使い方はどうやってきめている？

税金の使い方は、みなさんの意見などから作られた予算案をもとに、選挙により選ばれたわたしたちの代表によって、国会や県議会、市町村議会で話し合われ議決（決定）されます。

税金の役割



税金という形で費用を出し合うことで、
わたしたちは支えあって暮らしているんだね。
税金って難しいイメージだったけど、
とても身近なものなんだね。

申告も忘れずに
しなくちゃね！

うん！
そうだね♪

安心して暮らせる社会をつくるためには、
税金の使い道や役割について、一人ひとりが
考えていくことが大切なんだね。



ハライタイガー ささえアイアイ

3 市民税・県民税申告の提出期限は3月15日です

問い合わせ先 市民税課個人課税係 ☎048-922-1042

市民税・県民税の申告が必要な人

原則として次の方を除きすべての人が申告する必要があります。

市民税・県民税申告の必要がない人（該当しない人は申告してください）

- 給与収入のみで会社が給与支払報告書を市役所に提出している人
- 年金収入のみの方はフローチャート参照
- 税務署に確定申告書を提出した人

◇非課税の人（税金がかからない人）でも、以上の3つに当てはまらない人は、行政サービス等に影響がある可能性があるため、申告をお願いします。

◇税務署の確定申告の必要がある場合は、確定申告をしてください。確定申告が必要かどうかについては、川口税務署（048-252-5141）までお問い合わせください。

申告をしていないと調査により、数年分まとめて課税されてしまうことがあります。
必ず、3月15日までに申告をお願いします。

給与支払報告書について

給与支払報告書とは？

会社や個人事業主が、給与を支払った場合、翌年の1月31日までに、給与の支払いを受けた従業員のお住まいの市区町村に提出する書類です。給与支払報告書を市役所に提出しているかどうかについては、お勤めの会社等に確認してください。

会社の給与担当の方、個人事業主の方へ

給与の支払いをした場合、給与支払報告書の提出が義務付けられています。これは、本人の申告の有無に関わらず、提出する必要があります。まだ、提出していない場合は、早急に提出するようにお願いします。

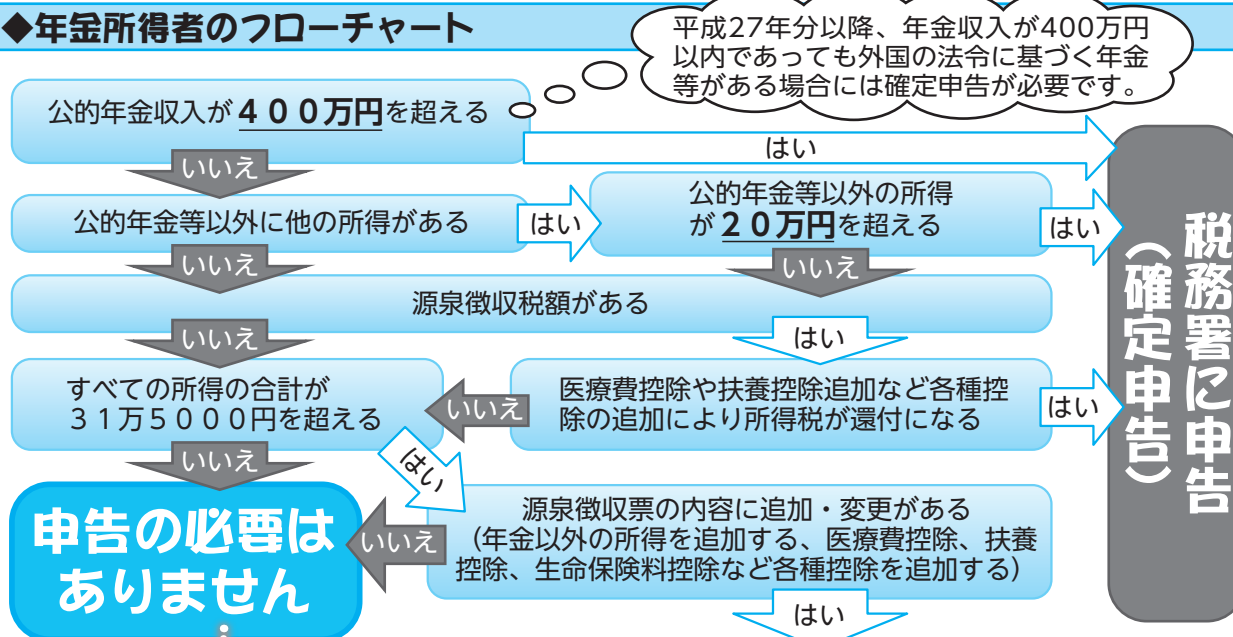
申告は期間内に！！



申告期間は、2月16日から3月15日までです。

私は申告するの？しないの？（年金収入の方へ）

◆年金所得者のフローチャート



申告の必要はありません

ご注意

- 配偶者以外の扶養がいる場合は市民税・県民税の申告書を提出してください。
- 繰越控除など、確定申告書の提出が要件となっている場合には、確定申告（税務署）が必要です。

市役所に申告（市民税・県民税申告）

- 非課税の場合や申告しても税額が変わらない場合は申告不要です。
- 年金収入のみの場合、101万5000円以下（65歳未満）、151万5000円以下（65歳以上）は、非課税となるため原則として申告の必要はありません（収入があった翌年の1月1日現在の年齢）。
- 年金収入のみで配偶者控除がある場合は、159万2000円以下（65歳未満）、201万9000円以下（65歳以上）の場合、非課税となるため原則として申告の必要はありません。（配偶者控除の有無については源泉徴収票を確認してください。なお、配偶者控除の対象となるには配偶者の所得が38万円以下でなくてはなりません。）

◆重要用語「所得とは」◆

◆所得と収入は異なります！◆

所得とは収入から必要経費を引いた残りの金額のことを言います。ただし、給与や年金の場合は、決められた計算により所得を求めます。

【給与収入1,619,000円未満の場合】 給与収入－65万円＝所得

【年金収入の場合】

収入のあった翌年1月1日現在の年齢

65歳未満で年金収入130万円未満 → 年金収入－70万円＝所得

65歳以上で年金収入330万円未満 → 年金収入－120万円＝所得

複数の種類の所得がある場合は合算してください。



4 納税について

問い合わせ先 《納税課》 納付について ☎048-922-1098
相談について ☎048-922-1124
☎048-922-1126

1 口座振替をおすすめします

いつもの口座に
用意するだけ

現金を持ち歩く
必要なし

納期限の日に
「自動」で振替

便利です

確実です

安全です



お申込みは、こんなに簡単です

納税通知書に記載された金融機関の窓口へ
「納税通知書」「預貯金通帳」「通帳届出印」をお持ちいただき、備
え付けの口座振替依頼書に所定の事項を記入・押印してください。
「口座振替依頼書」をお持ちの方は、持参しての申込みも可能です。

振替対象税目
○市民税・県民税（普通徴収）○固定資産税・都市計画税
○軽自動車税 ○国民健康保険税
各期の納期限40日前（依頼書が草加市へ到着したもの）までに申し
込まれますと、その納期からご利用いただけます。
口座振替できなかったり、既に納期限の過ぎている税金は、口座振替
（再振替）できませんので、ご自身で納付をお願いします。
口座振替の領収書として年1回最終期の納期限の翌月に口座振替済通
知書を発送しています。国民健康保険税は12月・3月の年2回送付
しており、控除資料として年末調整や確定申告にご利用になれます。

2 コンビニでも納税できます

納税通知書に同封されている納付書（バーコード付き）は
コンビニでご利用いただけます。

納付可能な税目
○市民税・県民税（普通徴収）
○固定資産税・都市計画税
○軽自動車税
○国民健康保険税

※各期の納付額が30万円以上の場合、コンビニでは納付で
きません。
※納期限を過ぎるとコンビニでの納付ができなくなります。
納付書に記載された金融機関等の窓口で納付してください
（延滞金が発生する場合があります）。



3 水曜日夜間・日曜日午前中も窓口開庁

毎週水曜日（夜間）と日曜日（午前中）に窓口を開設して
皆さまの利便性の向上を図っております。

○水曜日 午後5時～9時まで（祝・休日を除く）
○日曜日 午前9時～午後0時30分まで（年末年始を除く）
納税課窓口業務内容 市税・国民健康保険税の納付、
納税相談、納税証明書発行



4 市税等の納期 スケジュール

平成28年度の納期
のスケジュールは右
記のとおりです。納
め忘れのないようご
注意ください。

平成28年度 草加市 市税等納期カレンダー

納期限 税目		平成28年							平成29年		
		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
		5/31(火)	6/30(木)	8/1(月)	8/31(水)	9/30(金)	10/31(月)	11/30(水)	平成29年 1/4(水)	1/31(火)	2/28(火)
市民税・県民税 (普通徴収)			1 期		2 期		3 期			4 期	
固定資産税・ 都市計画税		1 期		2 期					3 期		4 期
軽自動車税		全期									
国民健康保険税			1 期	2 期	3 期	4 期	5 期	6 期	7 期	8 期	9 期

5 期限内に納付しないと延滞金が加算されます

〈延滞金の割合 平成28年の場合〉
納期限の翌日から1か月まで 年2.8%
それ以降 年9.1%



6 納税コールセンターから納付のご案内をしています

草加市では市税等を納期限までに納付されていない方に対し
て、電話による納付の呼びかけを行っております。
なお、「納税コールセンター」が口座を指定して振込みを求め
たり、金融機関でATMの操作を指示することはありません。
ご注意ください。

7 納税相談を実施しております

納期限までに納税が困難な方には、納税相談をご案内しております。
ご希望の場合は、納税義務者本人もしくは同一世帯のご家族が市役所納税課
窓口までお越しください。
納税しないで放置されますと、財産の差押（滞納処分）を受けることがあります。

財産とは 給与 年金
預貯金 生命保険 等です



延滞金の減免制度を設けています

対象となるのは、※「納税の誠意」があり、次の要件に該当する方
です。減免期間は認定日から1年間です。
①災害等による損失、②傷病等による多額出費、③事業の著しい損失、
④失職等による所得減少、⑤会社解散・破産手続開始決定、⑥法令等
による身体拘束、⑦納税通知書の送達事実不知、⑧賦課に関する不服
申立てです。なお、①、②、⑦、⑧の要件の方は全額免除に、③、④、⑤、
⑥の要件の方は2分の1減免となります。認定を受ける際は、事実を
証明する書類等が必要になります。
※「納税の誠意」とは、滞納市税を優先的に納付しなければならないことを
認識していることをいい、滞納がある方は対象になりません。

8 納税猶予制度の見直しに伴い草加市税条例が改正されます（平成28年4月1日施行）

災害、疾病その他の事実により納税者が市税等を一時に納付することができな
いとき、納税資金調達の時間的余裕を作るため、その事実を証明する書類等を
添えて申請することにより納税の猶予が認められる場合があります。
◎納税の猶予に該当する要件は次のとおりです
①財産が災害（震災、風水害、火災等）を受けたり、盗難に遭ったとき
②納税者や生計を一にする親族が病気や負傷をしたとき
③事業を廃止・休止したとき
④事業に著しい損失を受けたとき
⑤上記に類する事実があったとき
⑥法定納期限後1年を過ぎてから課税が発生したとき
猶予の期間は原則として1年以内ですが、やむを得ない理由があると認められ
た場合は最長2年まで延長することができます。

また、平成27年度税制改正において納税者の申請による換価の猶予制度の
創設など、国税の改正を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律が平成
28年4月1日から施行されることに伴い、納税猶予・換価猶予に係る徴収金
の分割納付等についての規定や、猶予の申請に係る担保徴収基準が緩和（担
保徴収が不要となる猶予対象額の合計が50万円以下から100万円以下に引
き上げ）されるなど、草加市税条例の一部が改正されました。こちらも平成
28年4月1日より施行されます。

